

## 232 障がい者の社会参加と自立の推進（用語解説）

用語・項目	解説
サービス利用計画	障がい者の方が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向け、ケアマネジメントをよりきめ細かく支援するため、原則としてすべての障がい福祉サービス等を利用する障がい者（児）について、指定相談支援事業者等（障がい福祉サービスの利用を希望する障がい者等からの依頼を受け、計画を作成し、一定期間ごとにモニタリング等を実施）が作成する計画です。
障がい福祉サービス	介護の支援を受ける「介護給付」と訓練等の支援を受ける「訓練等給付」があり、障がい等の状況に応じて利用できるサービスです。
相談支援事業所	障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、相談に応じ必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助等を行います。
法定雇用率	「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき民間企業及び地方公共団体に対して定められた、障がい者の雇用割合のことです。民間企業では、従業員の2.0%に相当する数以上の障がい者を雇用することが義務付けられています。